

長岡市章の使用注意事項

1. 基本的注意事項

市章は、長岡市の象徴として制定されたものであるため、次の事項に十分注意して、使用してください。

- ①意匠を変形しないこと。
- ②傾けて使用しないこと。
- ③品位のある配色とすること。
- ④き損等しないよう保全に努めること。

2. その他注意事項

次の場合、市章を使用しないように助言・指導を行います。

- ①個人的使用であるにもかかわらず、その使用主体があたかも長岡市と誤解される恐れがあると判断される時。
- ②市章の品位を損なう使用と判断される時。